

あ お も り

町村 自治

2022 **7** No.1235

令和4年

年4回発行

編集・発行 青森県町村会

〒030-0801 青森市新町二丁目4番1号 TEL. 017-723-1331 FAX. 017-723-1347

HP <http://www.aomori-chousonkai.jp/>

令和5年度重点施策提案に係る国会議員説明会…	2
町村長選挙結果……………	4
風間浦鮫鱈まるごと感謝フェア……………	6
いまが旬！……………	8
随想 東北町長 長久保 耕治 氏……………	12



闇に舞う ゲンジボタル×ヘイケボタル

とうほくまち
東北町

東北町^{もだし}崩出地区の「ホタルの里」では6月下旬からホタルが次々と姿を現し始め、儚くも美しい『恋のサイン』を8月半ばごろまで発し続けます。

この神秘的な光景は、崩出の自然と『東北ホタル愛好会』のみなさんによる保護活動が生み出した奇跡です。

夏の夜、神秘的な奇跡をぜひ体験してみたいか？

令和五年度重点施策提案に係る

国会議員説明会を開催

県・市長会・町村会三団体合同で

本会は、五月三十日、令和五年度重点施策提案に係る国会議員説明会を、県、市長会との三団体合同により実施した。

昨年度に引き続き、本年度も新型コロナウイルス感染症対策のため、ウェブ会議（オンライン）により開催し、本



提案内容を説明する船橋会長

重点施策について説明した。船橋会長は、「引き続き希望する量のワクチンを必要な時期に確実に供給し、交互接種の有効性や安全性に関する積極的な情報発信をお願いしたい。また、小児接種は原則として住所地の医療機関や接種会場とされているが、本県町村では小児専門医が不足、またはいない町村もある。

会からは船橋会長が出席した。

説明会には、県選出国會議員の江渡聡徳衆議院議員、神田潤一衆議院議員、津島淳衆議院議員、高橋千鶴子衆議院議員、滝沢求参議院議員、田名部匡代参議院議員が出席し、

船橋会長が新型コロナウイルス感染症対策や、町村財政基盤の確立など七項目の重点施策について説明した。船橋会長は、「引き続き希望する量のワクチンを必要な時期に確実に供給し、交互接種の有効性や安全性に関する積極的な情報発信をお願いしたい。また、小児接種は原則として住所地の医療機関や接種会場とされているが、本県町村では小児専門医が不足、またはいない町村もある。

本会重点施策説明事項

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 迅速・円滑なワクチン接種への対応等について
- (2) 教育支援施策の実施について
- (3) 万全な地域経済対策の実施について

2. 町村財政基盤の確立について（3団体共通要望項目）

3. 地方創生の推進について（3団体共通要望項目）

4. 医療・保健・福祉・子育て支援施策の強力な推進について

- (1) 地域医療の確保・充実について
- (2) 総合的な子育て支援について

5. 農林水産業の振興について

- (1) 農業の振興について
- (2) 林業の振興について
- (3) 水産業の振興について

6. 社会基盤の整備促進について

- (1) 道路の整備等について
- (2) 防災・減災対策等の強化について
- (3) 治水対策について

7. 環境保全対策の推進について

住所地以外の小児科で接種を希望する場合は、住所地外接種を提出する必要があり、簡単に接種できる状況にないことから、手続きなしで住所

地以外でも接種できるような柔軟な運用体制を整えていただきたい。」と述べた。

県選出国會議員からは、「子供たちへのワクチン接種等々に対して、厚労省等とも話し合いをしているところ。特に町村の場合は小児科医がいなくてのところもある。できるだけ皆さん方の意志に沿うような形で努力していきたい。」「いずれの要望もしっかりと受け止め、それぞれ整理して国の

施策に反映し、予算獲得にしっかりと取り組んでいく。」などの意見があった。

なお、県からは新型コロナウイルス感染症関連項目や、産廃特措法に基づく特定支障除去等事業終了後の財政支援についてなど二十三項目、市長会からは、燃油価格高騰対策による農業経営の安定化と農産物の新たな販路開拓等への支援についてなど十二項目について説明があった。

関係省庁等に 重点施策提案活動

本会は、県、市長会との三団体合同により六月二十日、東京都内で内閣府をはじめ内閣官房、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省に対し、令和五年度重点施策の提案活動を行った。

本会からは船橋会長が参加し、二之湯内閣府特命担当大臣、山口環境大臣はじめ関係省庁幹部に面談の上、本県町村の実情を強く訴え施策の実現を求めた。

本会の提案に関連する対応者の主な発言は次のとおり。

○新型コロナウイルス感染症対策

・総務省 黒田事務次官「提案内容については受け止めさせていただいた。

・文部科学省 丸山審議官「いただいた要望は、全て大事な事項であり、もちろん取り組んでいく。(GIGAスクールサポーター及びICT支援員の配置について) 文部科学

省には、全国から派遣されている指導主事がいるが、この職員が講師となり、リモートかつ無料で教員の研修をでき

るようにしているの、活用してほしい。

○社会基盤の整備促進

・国土交通省 泉田政務官「北半島の道路整備は内閣府でも予算がある。そちらも有効に活用いただきたい。

○環境保全対策の推進

・環境省 山口大臣「(廃棄



総務省黒田事務次官(左から2番目)に提案書を提出

物処理)施設は全国的に老朽化。支援拡大は困難だが要望は承る。家電リサイクルの前金払いは、実務的検討を引き続き進めていく。海岸漂着物

の補助金は、令和四年度に使えるものとして八十一億円を予算措置しており、回収や発生抑制等に活用していただきたい。

より効果的な採用試験を実施するために

採用試験担当者実務セミナー

本会は市長会、公益財団法人日本人事試験研究センターとの三団体共催により、六月二十二日、令和四年度採用試験担当者実務セミナーをオンラインで開催した。出席者は市町村等の職員採用試験実務担当者計四十六名。

採点結果表の考え方・見方を解説した有田研究員からは、「得点」について、「なぜ得点に換算した上で合計するか」について解説があった。

本セミナーでは、日本人事試験研究センター研究開発本部研究員三名が、それぞれ解説を行った。

武田研究員からは性格検査の活用について、昨年度に改訂された性格検査の結果用紙(個人別プロフィール)の詳しい説明があり、検査を活用することで、面接試験をより効果的に実施できる例を示した。

はじめに大住研究員から、日本人事試験研究センター提供の試験・検査について説明があった。その中では、公務員試験においては何を測定・示したうえで、教養試験の特徴・選択の目安、他社の代表的な試験との比較が解説された。「教養試験、専門試験、検査、面接はそれぞれ異なる

また、質疑応答では渡辺研究開発本部長や大場調査部長から、事前に募集した質問などに回答があった。

町村長選挙結果

大鰐町長

山田 年伸 氏
やまだ としのぶ



任期満了に伴う大鰐町長選挙は、六月二十六日、投票が行われ、現職の山田年伸氏（70）が四選を果たしました。
 〈略歴〉町議会議員

六ヶ所町長

戸田 衛 氏
とだ まもる



任期満了に伴う六ヶ所町長選挙は、六月十二日、投票が行われ、現職の戸田衛氏（75）が三選を果たしました。
 〈略歴〉村副村長、村総務課長

佐井町長

太田 直樹 氏
おおた なおき



任期満了に伴う佐井町長選挙は、四月十二日、告示され、新人の太田直樹氏（46）が無投票で初当選を果たしました。
 〈略歴〉村議会議員

青森県町村長等名簿

令和4年7月1日現在
 町村数30町村(22町8村)

町村	区 分	町 村 長 氏 名	生年月日	当選回数	任期満了年月日	副町村長氏名
東郡	平内町	船橋茂久	S24.7.17	3	R5.11.14	山田光昭
	今別町					
	外ヶ浜町	山崎結子	S56.6.21	2	R7.4.23	
西郡	蓬田村	久慈修一	S25.8.1	3	R7.11.8	
	鯉ヶ沢町	平田衛	S34.11.1	2	R7.12.26	加藤隆之
中郡	深浦町	吉田満	S28.9.9	4	R6.12.20	佐藤洋一
	西目屋村	桑田豊昭	S32.1.11	1	R7.2.20	
南郡	藤崎町	平田博幸	S32.6.2	3	R5.11.19	五十嵐晋
	大鰐町	山田年伸	S27.3.11	4	R8.7.21	
北郡	田舎館村	鈴木孝雄	S12.2.10	5	R6.11.17	金枝尚明
	板柳町	成田誠	S28.3.4	2	R5.4.29	村上孝夫
	鶴田町	相川正光	S28.10.29	2	R4.8.20	成田正利
上北郡	中泊町	濱館豊光	S34.10.3	2	R7.4.23	横野彰吾
	野辺地町	野村秀雄	S38.4.15	1	R5.10.26	江刺家和夫
	七戸町	小又勉	S24.1.2	5	R7.4.23	高坂信一
	六戸町	吉田豊	S25.3.28	8	R6.1.27	下田正幸
	横浜町	石橋勝大	S16.9.27	1	R6.12.11	
	東北町	長久保耕治	S47.11.14	1	R7.4.23	沼尾啓吉
下北郡	おいらせ町	成田隆	S26.2.4	3	R8.3.25	小向仁生
	六ヶ所村	戸田衛	S22.1.28	3	R8.7.6	橋本晋
	大間町	野崎尚文	S30.11.17	1	R7.1.18	
	東通村	畑中稔朗	S37.7.14	1	R7.4.12	
	風間浦村	富岡宏	S37.4.27	2	R7.2.18	
三戸郡	佐井村	太田直樹	S50.7.14	1	R8.4.26	田名部二郎
	三戸町	松尾和彦	S38.5.9	2	R6.12.15	馬場浩治
	五戸町	若宮佳一	S41.12.30	1	R5.6.26	大久保均
	田子町	山本晴美	S39.4.10	3	R6.1.14	福田博実
	南部町	工藤祐直	S30.5.22	7	R8.2.11	佐々木俊昭
	階上町	荒谷憲輝	S45.4.24	1	R7.12.23	澤田充
新郷村	櫻井雅洋	S27.5.25	2	R7.5.28	横田堅悦	

各共済事業に 理解と協力を

災害共済事業等 事務研修打合会

本会は六月八日、青森市の共同ビルで災害共済事業等事務研修打合会をウェブ会議で開催した。出席者は市町村及び一部事務組合等の事務担当者六十二名。

打合会は、新年度を迎え、各団体の担当者が異動となること等を踏まえて、共済事業の担当者に各共済事業への理解を深めてもらうことを目的に例年開催しているもの。

打合会では、任意共済事業及び個人年金共済事業の幹事会社である日本生命保険相互会社青森支社より両事業の概要について説明が



自動車事故の映像を確認しながら、過失割合について説明する大村専属調査員（左）

あった。特に個人年金共済事業では、地方公務員定年引き上げに伴う制度の変更内容について詳しく説明があった。

自動車共済の事故処理を行っている株式会社ジックの専属調査員からは、ドライバーレコーダーの映像を確認しながら過失割合の判断例を紹介するなど、自動車事故時の対応について理解を深めた。

また、本会事務局からは生協火災・自動車共済の七月継続更新事務をはじめ、各共済事業の概要、公有・生協の自動車事故処理並びに共済金請求の際の事務手続き等について説明した。

総合賠償補償保険加入の団体さまへ

このような場合も補償の対象です。

【補償保険（災害補償保険）】に加入の場合

町村等が主催・共催する行事（活動）および社会奉仕活動（ボランティア活動）に参加する住民等第三者が死亡または身体障害（後遺障害を伴うものに限る）もしくは入院・通院を伴う障害を被った場合、被災者に支払う補償費用に対して保険金を支払います。

- ①学校教育活動（学校管理下における児童・生徒については、死亡・後遺障害のみで、入院・通院給付はありません）
- ②町村等が主催する社会体育活動、社会文化活動および社会福祉活動
- ③その他町村等が主催（共催を含む）し、住民が参加する行事
- ④社会奉仕活動（ボランティア活動）
- ⑤選挙の投票所内での投票者も補償対象となります。

【サイバー保険（オプション）】に加入の場合

町村等が行う業務の遂行に関して、サイバー攻撃や情報漏えい、システムやネットワークの管理誤りや停止、職員の犯罪行為などに関連して発生するセキュリティ事故に起因して、町村等が負担する賠償責任や各種対応費用に対して、保険金を支払います。

- ①サイバー攻撃
- ②情報漏えい・おそれ
- ③デジタルコンテンツ不当事由（デジタルコンテンツの使用の結果生じた名誉棄損や、プライバシー侵害、著作権または商標権侵害など）
- ④ITユーザー業務（上記①～③以外の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理に起因する偶然な事由）

※総合賠償補償に加入の団体は、サイバー保険にいつでも加入していただけます。

サイバー攻撃に備えを

総合賠償補償保険事務担当者研修会

本会は四月十八日、ウェブ会議で関係市町村を対象に、総合賠償補償保険事務担当者研修会を開催した。出席者は市町村の事務担当者三十五名。

研修会では、本保険事業の幹事会社である損害保険ジャパン株式会社と本会事務局が制度の概要や更新事務について説明したほか、加入推進へ

の理解と協力を呼び掛けた。また、本年度よりサービスが開始するサイバー保険について、サイバー攻撃のリスクの高まりや想定される事故事例、補償内容、緊急時のサポートサービスなどについて説明し、特約加入への理解を求めた。

大雨被害復興の 応援に感謝

風間浦村「風間浦鮫鱈あんこう

まるごと感謝フェア」を開催



風間浦村は、四月十五日から二十二日の約一週間にわたり、県共同ビル地下に店舗を構える新野菜（いなな）との共同企画で「風間浦鮫鱈ま

るごと感謝フェア」を開催しました。

今回のフェアは、昨年十月に新野菜と本会が約二週間にわたって開催した「風間浦村



風間浦鮫鱈を使った鮫鱈汁をふるまう富岡村長（右）

応援！まるごと感謝フェア」でお弁当や店頭販売品の購入を通して、大雨被害に遭った村を応援していただいた皆さまに感謝の気持ちを込めて、風間浦村が企画・開催したものです。フェア期間中は、新野菜のお弁当をご購入の方に鮫鱈汁が無料でふるまわれました。鮫鱈汁はみそとブイヤベースの二種類で、計百食が毎日提供されました。

富岡風間浦村長、

鮫鱈汁をふるまう

フェア初日には、富岡風間浦村長により直接鮫鱈汁がふるまわれ、お弁当を買い求めたお客様が続々と鮫鱈汁を求めました。

富岡村長からは、「鮫鱈汁を食べておいしかったら、今度は風間浦村に来てください」などの呼びかけがあり、三十分ほどで計百食を配り終えました。

フェア期間中の概要

初日の富岡村長のふるまいが地元紙に取り上げられたこともあって、フェア期間中は多くの来客があり、大盛況のうち約一週間のフェアを終えました。

中には連日鮫鱈汁をお求めのお客様もあり、「みそもブイヤベースもどちらもおいしかった」といった感想や、遠方からたまたまいらした方からは村に興味を持ち、「風間浦村に行けば食べられるのか」と、嬉しい意見も聞かれました。



本会では、八月二十七日（土）～十月三十一日（月）まで、「Discover My Aomori

30町村にいらっしやいませキャンペーン」を実施します。

本キャンペーンは、コロナ禍での県内三十町村の経済復興支援、青森県民の県内町村への流動を活性化させるため、個人や家族等による身近な地域の観光（マイクローリーズム）を促し、県内町村の魅力や観光資源の再発見を促進するために実施するもの。

青森県民を対象に、期間内に県内三十町村のうち、自分の住んでいる町村を除く二町

村以上を訪れ、各町村で千円以上（合計二千円以上）を消費し、応募していただいた方の中から抽選で五百名様に、町村の特産品詰め合わせ一万円相当をプレゼント（詰め合わせは五町村分）する。

消費対象は、地元店での飲食費、土産代、宿泊費、拝観入場料、体験料等で、コンビニやチェーン店での消費は対象外とする。

郵送とメールの二通りの方法で応募でき、プレゼントの発送は十一月下旬の発送を予定している。

※本キャンペーンはやむを得ない事情により、中止・変更となる場合がございます。あらかじめご了承願います。

お詫びと訂正

本紙令和四年四月号九ページ令和四年県広報コンクールの内容に誤りがありました。お詫びして次のように訂正いたします。

「正」準特選 六ヶ所村
「誤」特選 六ヶ所村

青森県民対象

Discover My Aomori

30町村にいらっしやいませ

キャンペーン

県内町村の魅力を再発見しよう!

応募締切
11/7月
まで



青森県民のみなさんが自分の住んでいる町村を除く県内30町村のうち、2町村以上を訪れ、各町村で1,000円以上(合計2,000円以上)を消費して応募!

抽選で500名様に
町村特産品
詰め合わせ

10,000円相当

プレゼント!

*プレゼントは1名様1回の抽選となります。

キャンペーン実施期間：2022年8月27日(土)～10月31日(日)まで

※キャンペーンの趣旨は、青森県民を対象とした消費促進を図ることです。各町村内の観光客や、他県からの観光客への参加も歓迎いたします。県民以外の方による参加は、抽選の対象外となります。県内町村の観光客の参加を促進するためのキャンペーンを実施いたします。

応募方法

封筒での応募
県内30町村の各役場、または道の駅などに設置してある応募用紙の封筒(定型封筒も可)に各町村で消費したレシート・入館券など購入先、消費金額、日付が確認できるものを入れ、必要事項を記入の上、右記キャンペーン事務局に郵送ください。

メールでの応募
下記のメールアドレスに必要事項(氏名、郵便番号、住所、電話番号、ご連絡)をご記入の上、各町村で消費したレシート・入館券など購入先、消費金額、日付が確認できるものの写真を添付して送信してください。

〒020-7713 aomorichouson@toads.co.jp ☎017-776-4282



本キャンペーンは、青森県民を対象とした消費促進を図ることです。各町村内の観光客や、他県からの観光客への参加も歓迎いたします。県民以外の方による参加は、抽選の対象外となります。県内町村の観光客の参加を促進するためのキャンペーンを実施いたします。

応募条件

青森県民が対象。キャンペーン期間内に県内30町村のうち、自分の住んでいる町村を除く2町村以上を訪れ、各町村で1,000円以上(合計2,000円以上)を消費された方。

消費対象

地元店での消費費(コンビニ、チェーン店は不可)、土産代、宿泊費、レンタカー代、レンタサイクル代。

ご注意

○お一人様1回でも応募できますが、応募1回につき、1回の応募とさせていただきます。

○本キャンペーンは中絶する場合があります。中止・変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

●応募資格：2022年11月7日(日)まで(当該日有休) ※メールは11/7まで

●プレゼントの賞品：応募締切後、抽選による抽選により当選者を決定し、プレゼントの発送をもって当選発表とさせていただきます。プレゼントの発送は11月下旬を予定しております。

●キャンペーン事務局：〒020-0862 青森市吉川1-21-12 セントラルビュー-あまのの2F
株式会社 青森アソシエーション
「30町村にいらっしやいませキャンペーン」事務局
TEL: 017-776-3773(平日 9時～17時)

応募用紙に添付して
お送りいただいたレシート等を
お戻りいたします!

主催：青森県町村会





問い合わせ先 よもぎた物産館マルシェよもぎた
TEL 0174-31-3040

蓬田村のトマトは、夏から秋にかけて収穫最盛期を迎えます。この時期、マルシェよもぎたの店頭には、多くの種類のトマトが並びます。寒暖差のある気候で栽培されたトマトは、蓬田村でしか味わえない甘みと酸味のバランスがとれた味です。さまざまな種類のトマトを食べ比べて、お気に入りのトマトを見つけてみませんか？

旬を迎えた
蓬田村産トマトが勢揃い

いまが旬!
よもぎたむら
蓬田村
東津軽郡



問い合わせ先 ふじさき食彩テラス
TEL 0172-65-3660

今年3月、ふじさき食彩テラス内にりんご飴専門店「ふじさきまちのりんごあめ」がオープンしました。

地元で採れたふじりんごを使用しており、甘さ控えめの飴を薄くつけることでりんご本来の風味を活かしています。りんごのシャキシャキ感と飴のパリパリ感のコントラストは、りんごの本場ならではです。

りんご「ふじ」発祥の地ならではの
ふじさきまちのりんごあめ

いまが旬!
ふじさきまち
藤崎町
南津軽郡



問い合わせ先 中泊メバル料理推進協議会
(水産商工観光課内)
TEL 0173-57-2111

高級魚メバルを丸々1匹使用した「メバル膳」。お頭付きの刺身姿盛りをはじめ、メバルの熱々煮付けや中泊産イカソーメン等がセットになっています。さらに、食後のデザートで「エゴ海苔ようかん」も付いているので、食後はさっぱり♪是非、ご賞味ください！

詳しくは、中泊メバル料理推進協議会のホームページをご覧ください。

9万4千食突破!
中泊メバル膳

いまが旬!
なかとまりまぎ
中泊町
北津軽郡



問い合わせ先 六戸ブランド研究会
(六戸町観光協会)
TEL 0176-55-2411

美食のW杯と呼ばれる「第19回ボキューズ・ドール国際料理コンクール」の国内決勝大会「ひらまつ杯2022」で課題食材に選ばれた「青森シャモロックザ・プレミアム#6(ナンバーシックス)」。そのガラを丁寧に炊いた上品で濃厚な出汁と塩麴で仕上げたスープ、噛み応えのあるジューシーな肉が一緒になった鍋セットをご賞味あれ！

青森シャモロックザ・プレミアム#6(ナンバーシックス)

いまが旬!
ろくのへまぎ
六戸町
上北郡

いまが旬!

おいらせ町

おいらせまち

上北郡

いちよう公園で、

季節の花を楽しもう!

おいらせ町のいちよう公園は、7月にアジサイの花が見頃をむかえ、アジサイロードと呼ばれる根岸堤の歩道の散策や、町のシンボル自由の女神像をバックにした写真の撮影など、人それぞれの楽しみが見つけれられる季節です。

8月にかけては、自由の女神像の周りに植えられた白百合も大きな花を咲かせますので、是非ご覧ください。



問い合わせ先 おいらせ町役場商工観光課
TEL 0178-56-4703

いまが旬!

東通村

ひがしあきむら

下北郡

登って、眺めて、

最北東端！尻屋埼灯台

全国で16基ある登れる灯台のひとつ「尻屋埼灯台」。

レンガ造りでは日本一の高さで、360度の眺望は必見です。

津軽海峡側と太平洋を一度に見渡せて、二つの海流が交わる波も見られます。

灯台内部ではイギリス積みと呼ばれるレンガの構造や、フレネルレンズを間近に目にすることができます。

※参観寄付金中学生以上300円

※悪天候時は参観できない場合があります。



問い合わせ先 燈台会 尻屋埼支所
TEL 0175-47-2889

いまが旬!

田子町

たこまち

三戸郡

田子町文化観光交流施設『Takko Visitor Center みろく館』オープン

田子町文化観光交流施設『Takko Visitor Center みろく館』がオープンしました。この施設は、訪れた観光客に食や観光地などの町の魅力や町内を観光するための周遊コースを紹介するほか、近隣市町村の観光情報も提供しています。週末には、各種ワークショップ等のイベントが開催されていますので、週末は、ぜひ、田子町のみろく館にお越しください。



問い合わせ先 田子町文化観光交流施設
『Takko Visitor Center みろく館』
TEL 0179-23-0580

●お知らせとお願い

「あおもり町村自治」は、会務活動状況及び災害共済諸事業の啓発事項、県市町村総合事務組合及び内部団体の活動状況のほか、町村長の紹介及び各町村の特集記事等を掲載し、3カ月に1回季刊発行しています。

本ページの「町村トピックス いまが旬!」は、各町村の時期、季節の旬の情報をPRするコーナーで、イベント、観光スポット、施設、特産品、町の話・出来事などが満載!

各町村で、本紙への掲載希望事項等がありましたらご連絡ください。また、表紙写真や関連記事等掲載依頼の際は、ご協力をよろしくお願いいたします。



掛金が一律！ 等級制度がありません！ 自動車共済

いつでも申し込み可能

共済契約できる自動車

- ① 共済契約者の所有する
- ② 共済契約者と同一世帯に属する親族（同居の親族）の所有する

- 自家用普通・小型乗用自動車
- 自家用軽四輪自動車
- 自動二輪車
- 原動機付自転車

共済掛金と共済金額

組合員のニーズに合った選択ができるよう、共済金額はA型とB型の2類型です。

共済金額	用途及び車種区分	共済掛金額（年額）			
		自家用普通・小型乗用 小型貨物車（660cc超）	自家用軽四輪乗用・ 貨物車（660cc以下）	自動二輪車 （125cc超）	原動機付自転車 （125cc以下）
A 型	対人賠償 無制限 対物賠償 1,000万円 自損事故損害 1,500万円 限定搭乗者傷害 500万円	30,000円	19,000円	17,000円	12,000円
B 型	対人賠償 無制限 対物賠償 無制限 自損事故損害 1,500万円 限定搭乗者傷害 1,000万円	33,000円	21,000円	20,000円	14,000円

※無共済等自動車損害共済・他車運転特約も自動付帯 ※自賠責保険と共済金の一括払も実施しています。

◎共済契約されると、下記の車両共済（保険）に加入することができます。

車両共済（保険）のごあんない

- ◎車両共済（保険）は、対人賠償・対物賠償等を補償する全国町村職員生活協同組合自動車共済とは別に加入するもので、ご自身のお車の損害を補償する制度です。
- ◎車両共済（保険）は、損害保険ジャパン日本興亜株式の商品（一般自動車保険の車両保険）です。保険についてのご説明、保険料見積、契約締結等は、取扱代理店（栃千里）が行います。

全国町村職員生活協同組合の火災・自動車共済に 承継組合員制度が創設されました。

組合員が亡くなられた場合、その配偶者※が承継組合員として共済事業を引き続き利用できます。

1 承継組合員の資格 ※加入要件あり

令和3年2月17日以降、死亡により脱退に至った組合員と同一世帯で生計を一にする配偶者となります。（一代限りであり、当該配偶者が再婚されても、相手の方に継承資格は生じません。）

2 承継できる共済契約

現に契約中の建物及び建物内に収容している動産並びに自動車とします。
 ・組合員が死亡時に契約していた火災共済契約（扶養家族が所有する物件を含みます。）
 ・組合員が死亡時に契約していた自動車共済契約（同一世帯の親族が所有する自動車を含みます。）
 ただし、やむを得ない理由があるときは、現に契約中の建物及び建物内に収容している動産並びに自動車に替えて、新たな建物及び建物内に収容している動産ならびに自動車を共済契約の対象にすることができます。

3 承継組合員の共済利用期間

承継組合員が共済事業を利用することができる共済契約の期間は、自由脱退又は、死亡脱退するまでの間となります。

4 承継組合員の申請期間

承継組合員となることができる申請期間は、組合員が死亡した翌日から組合員が締結していた共済契約期間の末日から2か月後の月末までとなります。

5 出資金

死亡した組合員の出資金は、脱退手続きにより、後日、全額を払戻した後、新たに承継組合員としての申込みとなりますので、共済掛金と併せて初回出資金1口（100円）以上を拠出していただくこととなります。

6 申請方法及びお問い合わせ

全国町村職員生活協同組合青森県支部 TEL 017-723-1331



確かな安心を！いつでも申し込み可能 火災共済

■ 共済契約できる物件

- 共済契約者の所有する居住用建物およびその建物内にある動産
- 共済契約者と同一世帯に属する親族が所有し、かつ、共済契約者が現に居住する建物およびその建物内にある動産

■ 共済掛金と共済金額

共済掛金（年額）は共済契約1口（10万円）につき60円です。

契約額の最高限度は600口（建物400口・動産200口）で、6,000万円（風水雪害は450万円）を限度に補償します。

共済契約の最高限度額			
区分	口数	共済金額	共済掛金
建物のみの場合	400口	4,000万円	24,000円
動産のみの場合	200口	2,000万円	12,000円
建物と動産を併せた場合	600口	6,000万円	36,000円

風水雪害特約制度

◎火災共済契約に任意で付加することができる特約制度です。風水雪害による損害に共済金を支払います。

◎この特約を付加することで、火災共済契約の風水雪害共済金に加算して、損害額の50%または火災共済契約額の50%のいずれか少ない額を限度に、風水雪害特約共済金が支払われます。

（ただし、風水雪害共済金と特約共済金の支払合計額が3,000万円を超える場合、3,000万円が限度となります。）

◎特約共済掛金は、一口（10万円）につき50円です。

（火災共済契約の契約口数と同口数を付加していただきます。）

風水雪害共済金の免責額が変わります

火災共済に加入している物件が風災・水災又は雪災による損害を被った際に支払われる風水雪害共済金につきまして、従来は建物・動産の損害額が50万円以上の場合に限り支払対象としておりましたが、令和4年4月1日以降の風水雪害による罹災については、20万円以上の損害から支払対象となります。

① 対象となる火災契約	令和4年4月1日以降の契約期間を持つ火災共済契約となります。
② 免責額の変更について	従来は風水雪害による損害額が50万円に満たない場合は、建物・動産ともに共済金支払の対象外となっておりましたが、令和4年4月1日以降に風水雪害で罹災した建物・動産については、損害額が20万円以上であれば、風水雪害共済金の支払対象となります。
③ 免責額の変更に伴う組合員の手続き等について	今回の免責額の引き下げに伴い、組合員の皆様に行っていただく手続き等はありません。（令和4年4月1日以降の契約期間がある火災共済契約全てが自動的に対象となります）
④ 特約の変更はありません	火災共済に付加して掛金を支払うことで加入できる（風水雪害特約については、免責額（建物50万円、動産20万円）の変更はございません。）

また、地震（津波を含む。）噴火により罹災した際に300万円を上限に給付しております地震等災害見舞金につきまして、令和5年2月1日より名称が「地震等災害共済金」に変更となります。（支払額等、現行の給付内容からの変更はありません。）

東北町長

なが く ぼ
長久保

プロフィール

町議会議員。
現在1期目、49歳。

こう じ
耕治



随想

第54話

共に歩み共に創り 共に伝える

「今日も快晴だ。暑いくらいかな。少し風が強いようだが、これだけ晴天なら農作業もだいぶ進むだろう」

風薫る新緑の季節のとある日、執務室に差し込んでくる強い日差しと視界に入ってきた揺れ動く木々から何となく外の様子に思いを巡らせる。

今の職に就いて一年余りが過ぎたが、それ以前の私といえば……。

耕して治める

農家の後継ぎにしようとも思い名付けたであろう両親の作戦には気づいていたが、自分の思い描く将来も別に持ち合わせていた。

しかしながら高校一年時、父の突然の他界はある意味において自身に決意を促した。

そして大学卒業と同時にここふるさと東北町に戻り、農業に精を出すこととなった。農作業の傍ら想起していたことがある。

それは、農業地理学を専攻していた大学時代に非常に興味を持っていたフランスワインにおける「テロワール」という概念である。

このテロワールとは畑を取り巻く自然環境要因のことであり、特定の地域や地区、固有の畑を規定する気象や土壌地形など。

「風土」という言葉が近い意味で、個性を引き立てるなど産地づくりの要因となる。

このテロワールほど厳密ではないが、東北町の農業もこれに当てはめてみるとその産地形成に興味を掻き立てられる。



次世代農業について語る様子

上北地区の低地に広がる田園風景と小高い地区にある畑作地帯、ヤマセが強く冷涼な東北地区に広がった野菜団地、更に風が強い北台地に広がる酪農・畜産地帯、加えて東の小川原湖周辺での半農半漁業等々、一つの町なのだが多様

性に富み、各々の場所で生きる為に凝らした先人の知恵に對し、敬意を表さずにはいられない。

今を生き、農業を営むことができる私達は間違いなく彼らの努力の積み重ねの上に成り立っているのだから。

また、このような農村社会は人との結び付きを極めて重視する。「結」なる共同作業の形もその一例であり、互いを助け合い、相談し合って最善の方法を選択してきたのである。

つまり、地域を形成するものは風土に加えそこで生きる人々の知恵の融合と協調が大きな影響を与えると云える(ちなみに近年テロワールには造り手も含まれるようになった)。

そのようにして先人達はどんな困難をも皆で協力しながら乗り越え、この地域を今に伝え届けてくれたと思うと感慨深いものがある。

さて、私の政策理念の一つに「住民力が活きる協働のまちづくり」というものがある。

コロナ禍において集まることに憚れる中、町民各位の協力により「まちづくりミーティング」を開催し、その想いに耳を傾けることができた。また「町民の声」ハガキや公共施設に設置した「ご意見箱」、更にSNSなどにも多

くの声が寄せられ、まちづくりに参画してくれているのは本当に嬉しい限りである。

江戸時代の農政家、二宮尊徳公は「万町の田を耕すもその技は一鋤ずつの功による」という言葉を遺している。

その金言のように、厳しい幕開けとなった令和の時代だが町民と共に、その一鋤一鋤の力を借りて、しっかりとまちづくりをしていこうと心に誓うのであった。

少し開いていた窓から何やらにぎやかな音が聞こえて来た。庁舎と目と鼻の先にある中学校ではどうやら運動会の総練習らしい。

コロナ禍で思うように行事が開催できなかったこの数年だが、いよいよ明るい兆しが見えてきたと信じて止まない。時々響いてくる、次世代を担う者達のその歓声に、我が町に本当の春を告げる力強い息吹を感じた。



まちづくりミーティングの様子